3.2.2　機関が第十三規則3、4、5.1.1及び7.4に定める窒素酸化物の排出の範囲を超えることとなってはならない。

3.2.3　無機酸を含んではならない。

3.2.3.1　船舶の安全を害し、又は機関の性能に悪影響を及ぼすものであってはならない。

3.2.3.2　乗組員に有害であるものであってはならない。

3.2.3.3　全般的に更に大気汚染を進行させるものであってはならない。

4　この第十八規則の規定は、固体状の石炭及び核燃料については適用しない。5、6、7.1、7.2、8.1、8.2及び9.2から9.4までの規定は、液化天然ガス、圧縮天然ガス、液化石油ガス等のガス燃料については適用しない。特に船上での燃焼を目的として船舶に提供されるガス燃料の硫黄含有率については、供給者が書面により証明する。

5　第五規則及び第六規則の規定の適用を受ける船舶に関し、当該船舶に燃焼することを目的として供給され、及び当該船舶において使用される燃料油の詳細は、燃料油供給簿に記録する。燃料油供給簿には、少なくとも付録Ⅴに規定する情報を含む。

6　燃料油供給簿は、合理的なときはいつでも容易に検査することができるような船舶内の場所に備える。燃料油供給簿は、燃料油が船舶に供給された後三年間保存する。

7.1　締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用を受ける船舶が自国の港又は沖合の係留施設にある間は、当該船舶に備えられている燃料油供給簿を検査することができる。当該権限のある当局は、当該燃料油供給簿の写しを作成することができるものとし、また、当該船舶の船長又は責任者に対しその写しが当該燃料油供給簿の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。また、当該権限のある当局は、燃料油供給簿が発給された港との協議を通じて、当該燃料油供給簿の内容を確認することができる。

7.2　権限のある当局が7.1の規定に基づいて行う燃料油供給簿の検査及び証明された写しの作成は、船舶に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

8.1　燃料油供給簿には、国際海事機関が作成する指針を考慮して、供給された燃料油の代表的な試料を添付する。当該試料は、燃料油を供給する作業が完了した後、供給者の代表者及び船長又は当該作業の責任者によって封印され、及び署名される。試料は、燃料油が相当に消費されるまで、いかなる場合にも供給の時から十二箇月以上、船舶の管理の下で保存する。

8.2　主管庁が代表的な試料の分析を要求する場合には、燃料油がこの附属書に定める要件を満たすものであるか否かを決定するため、付録Ⅵに規定する検証手続に従って分析する。

9　締約国は、自国が指定する適当な当局が次のことを確保することを約束する。

9.1　国内の燃料油の供給者に対し、この第十八規則に規定する燃料油供給簿及び試料であって、燃料油が第十四規則及びこの第十八規則に定める要件を満たすことを燃料油の供給者が証明するものを提供するよう要求すること。

9.2　国内の燃料油の供給者に対し、必要な場合には寄港国が検査し、及び確認するため、少なくとも三年間燃料油供給簿の写しを保管するよう要求すること。

9.3　国内の燃料油の供給者に対し、必要な場合には寄港国が検査し、及び確認するため、少なくとも三年間燃料油供給簿の写しを保管するよう要求すること。

9.4　燃料油供給簿に記載された燃料油に適合しない燃料油を供給したと認められる燃料油の供給者に対し適当な措置をとること。

9.5　第十四規則又はこの第十八規則に定める要件に適合しないと認められる燃料油を受領した船舶の主管庁に通報すること。

9.6　燃料油の供給者が第十四規則又はこの第十八規則に定める要件を満たさなかったすべての事例を国際海事機関に通報すること。同機関は、当該事例を締約国及び同機関の加盟国に通報する。

10　締約国は、また、寄港国として自国が実施する監督に関し、次のことを約束する。

10.1　この附属書に適合しない燃料油の供給の事例に関し、その管轄の下において当該燃料油供給簿が発給された締約国又は非締約国に対し、すべての関連情報とともに通報すること。

10.2　この附属書の規定に適合しないと認められた燃料油をこの附属書の規定に適合させるよう適当な是正措置がとられることを確保すること。

11　頻繁かつ定期的に港に寄港する総トン数四百トン以上のすべての船舶に関し、主管庁は、この規定の適用後及び関係国との協議の後、6の規定の遵守については、この附属書の第十四規則及び第十八規則への適合と同等の確実性を有する他の方法で書面によって行うことができることを決定することができる。

付録Ⅰ　国際大気汚染防止証書（ＩＡＰＰ）の様式（第八規則）

国際大気汚染防止証書

2008年の決議ＭＥＰＣ．176(58)によって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づいて、

……（国の正式名称）

政府の権限の下に、

……（条約により権限を与えられた者又は団体の名称）

が発給する。

船舶の要目(注)

注　船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

船名　……

船舶番号又は信号符字　……

船籍港　……

総トン数　……

国際海事機関船舶識別番号(注)　……